

○ T P P等関連農業農村整備対策実施要綱（平成 28 年 1 月 20 日付け 27 農振第 1792 号農林水産事務次官依命通知）
一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正後	現 行
<p>第 2 対策の内容 対策の内容は、次のとおりとする。</p> <p>1 農地の更なる大区画化・汎用化の推進 <u>地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条に規定する地域計画をいう。）を策定した区域において、</u>農地の更なる大区画化と地下かんがい施設等の一体的整備を実施する。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>第 3 対策の実施主体 対策の実施主体は、国又は都道府県のほか、農村振興局長及び<u>畜産局長</u>（以下「農村振興局長等」という。）が別に定める者とする。</p>	<p>第 2 対策の内容 対策の内容は、次のとおりとする。</p> <p>1 農地の更なる大区画化・汎用化の推進 <u>農地中間管理事業の重点実施区域等</u>において、農地の更なる大区画化と地下かんがい施設等の一体的整備を実施する。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>第 3 対策の実施主体 対策の実施主体は、国又は都道府県のほか、農村振興局長及び<u>生産局長</u>（以下「農村振興局長等」という。）が別に定める者とする。</p>

附 則

- 1 この通知は、令和 5 年 11 月 29 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。

T P P 等関連農業農村整備対策実施要綱

平成28年1月20日付け27農振第1792号
最終改正 令和5年11月29日付け5農振第2119号

各 地 方 農 政 局 長
国 土 交 通 省 北 海 道 開 発 局 長
内 閣 府 沖 縄 総 合 事 務 局 長
北 海 道 知 事

殿

農林水産事務次官

第1 目的及び趣旨

「総合的なT P P等関連政策大綱」（令和2年12月8日T P P等総合対策本部決定）に即し、農畜産業の体質強化を図る観点から、担い手の育成・支援、農地の集積・集約化、農産物の高付加価値化・生産コスト削減など農畜産業の競争力向上に必要な生産基盤整備をT P P等関連農業農村整備対策（以下「対策」という。）として実施するものとし、その実施に当たってはこの要綱に定めるところによるものとする。

第2 対策の内容

対策の内容は、次のとおりとする。

1 農地の更なる大区画化・汎用化の推進

地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条に規定する地域計画をいう。）を策定した区域において、農地の更なる大区画化と地下かんがい施設等の一体的整備を実施する。

2 水田の畑地化・汎用化、畑地・樹園地の高機能化等の推進

高収益作物への転換を促すため、平場・中山間地域などにおける水田の畑地化・汎用化、畑地・樹園地の高機能化等を実施する。

3 畜産クラスターを後押しする草地整備の推進

畜産クラスター計画を策定した地域において、地域ぐるみの効率的な飼料生産を一層推進するため、草地・畑地の一体的整備、草地の大区画化等を実施する。

第3 対策の実施主体

対策の実施主体は、国又は都道府県のほか、農村振興局長及び畜産局長（以下「農村振興局長等」という。）が別に定める者とする。

第4 対策の手続

1 対策として農村振興局長等が別に定める事業を実施しようとする者は、対策の概要書を作成し、次の手続を行うものとする。

（1）対策の実施主体が国の場合

地方農政局長（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）は、農村振興局長と協議の上、対策の内容について同意を得るものとする。

(2) 対策の実施主体が都道府県の場合

ア 都道府県知事は、地方農政局長（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）に申請するものとする。

イ 地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）は、アにより申請された内容を審査し、これを適当と認めるときは、当該申請に係る対策を認定し、その旨を都道府県知事に通知するものとする。

ウ 地方農政局長又は内閣府沖縄総合事務局長は、イにより認定するときは、あらかじめ農村振興局長と協議の上、対策の内容について同意を得るものとする。

(3) 対策の実施主体が国又は都道府県以外の場合

ア 対策の実施主体は、都道府県知事に申請し、都道府県知事は申請された内容を確認の上、地方農政局長（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）に提出するものとする。

イ 地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）は、アにより申請された内容を審査し、これを適当と認めるときは、当該申請に係る対策を認定し、その旨を都道府県知事に通知するものとする。

ウ 地方農政局長又は内閣府沖縄総合事務局長は、イにより認定するときは、あらかじめ農村振興局長と協議の上、対策の内容について同意を得るものとする。

エ 都道府県知事は、イによる通知を受けた場合には、対策の実施主体に対し、認定を受けた旨を通知するものとする。

2 1の手續は、農村振興局長等が別に定める様式により行うものとする。

3 対策の実施主体は、対策として実施する事業について、農村振興局長等が別に定める重要な変更を行うときは、1の規定を準用する。

4 対策として事業を実施する地区は、農村振興局長等が別に定める要件を満たさなければならない。

第5 対策の達成状況報告等

1 対策の実施主体は、農村振興局長等が別に定めるところにより、対策の状況報告及び達成状況報告を行うものとする。

2 農村振興局長は、対策の達成状況が十分でないとき、対策の実施主体に対し、改善措置を講じるよう指導できるものとする。

3 対策の実施主体は、2の規定による指導を受けたときには、農村振興局長等が別に定めるところにより、改善計画を提出しなければならない。

第6 委 任

この対策の実施については、この要綱に定めるもののほか、農村振興局長等が別に定めるところによるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成30年2月1日から施行する。

2 TPP関連農業農村整備事業対策実施要綱の一部改正について（平成30年2月1日付け29農振第1729号農林水産事務次官依命通知）による改正前の要綱第4に基づき採択された地区については、なお従前の例によることとする。

附 則

この要綱は、令和2年1月30日から施行する。

附 則

この通知は、令和3年1月28日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、令和5年11月29日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。